

長崎県知事 様

7月1日以降の提出日を記

令和6年度長崎県私立高等学校等奨学給付金支給申請書

長崎県私立高等学校等奨学給付金支給要綱第5条の規定により奨学給付金の支給を申請します。

申請者住所 (保護者等住所)	〒852-8570 長崎市尾上町3-1	ふりがな	ながさき はなこ
電話(昼間連絡先)	090-1234-5678	申請者氏名 (保護者等氏名)	長崎 花子
生徒との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 親権者 ・ 未成年後見人 ・ 未成年後見人である里親 ・ 主たる生計維持者 ・ 本人 ・ その他 () ※専攻科の生徒の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする。		

次の5点すべてを確認の上、すべての口に印を付けてください。※全員記入

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、長崎県の求めに従いその全額を即時返還します。
- 私は長崎県 ※すべて確認のうえ、必ずチェックを記 の申請は行っておりません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅費又は特別育成費(母子生活支援施設の高中生等を除く))の支弁対象ではありません。
- 私が支給を受ける高校生等奨学給付金に係る交付申請、交付請求等の事務、及び給付金を受領のうえ授業料以外の学校徴収金等に充てることについて、学校設置者(学校長)に委任することを了承します。※対象となる生徒が長崎県外の学校に通われている場合はチェック不要です。

【1 対象となる生徒について】※全員記入

ふりがな	ながさき たろう		生年月日	昭和 平成	18年5月1日
生徒氏名	長崎 太郎				
在学している学校	学校の名称	〇〇 高等学校		在学期間は入学時から提出日を記入	
	学校の所在地	学校の種類・課程・学科： 高等学校(全日制) 〇〇 都道府県 〇〇 市区町村 〇〇 町1-1			
	学校設置者の名称	学校法人 〇〇			
	在学期間	令和6年4月1日 ~ 令和6年7月20日		在学中の給付金受給回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
過去の高等学校等における在学期間	学校名(過去)	私立△△高等学校	令和4年4月1日 ~ 令和6年3月31日	学校の種類・課程・学科	在学中の給付金受給回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	学校名(過去)	立	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中の給付金受給回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

※就学支援金の認定申請書や収入状況届と同じ内容で記入してください。

2枚目(裏面)も記入してください。

【2 保護者等の収入の状況について】 ※全員記入(該当する□にレ印を付けてください。)

(1) 生活保護受給証明書を提出します。

生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書

(2) 次の者の課税証明書等を提出します。

※専攻科の生徒の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする。

① 親権者(両親) 2名分

② 親権者 1名分

ア 離婚、死別等により親権者が1名の場合

イ 親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等

③ 未成年後見人 () 名分

親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分)※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。

④ 生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者) () 名分

親権者又は未成年後見人が存在しない場合、成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等

⑤ 生徒本人

親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

(3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

→ **【3 扶養親族の状況について】** (非課税世帯のみ記入してください。)

※認定基準日において、生徒本人以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合には、記入して下さい。

扶養親族の状況	生徒との続柄	氏名	生年月日	職業・学校名学年等	奨学給付金の申請の有無	課程	備考
	兄	長崎 一郎	H13.6.1	アルバイト	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	
	姉	長崎 月子	H15.7.31	〇〇大学〇年	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	
	弟	長崎 次郎	H19.5.1	県立〇〇高等学校〇年	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外	

※【2】(2)、(3)に該当する方 **必須項目**

→ **【4 生業扶助の受給の有無について】** (該当する場合、□にレ印を付けてください。)

対象となる生徒は、認定基準日において、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助は受給していません。

記入上の注意

【1 対象となる生徒について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」、「⑮専攻科」の別を記入すること。

【2 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～③は除きます。
 - ①法人である未成年後見人
 - ②民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ③その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ (1)に該当する場合は、基準日現在の生活保護受給証明書（生業扶助の受給の記載があるもの）を提出してください。
- ハ (2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を提出できない場合」は、(2)④及び⑤の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
- ニ (2)①又は③に該当するときは、保護者全員の所得に関する書類（課税証明書・非課税証明書等）を添付してください。
- ホ (2)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の所得に関する書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持している者がいるかどうかについて確認できる書類（扶養誓約書）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

【3 扶養親族等の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯（生業扶助受給世帯を除く）のみ記入してください。
- ロ 扶養親族の状況について、記入してください。特に、別居している扶養親族（大学生等）については、記入漏れがないように記入してください。
- ハ 15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養者については、扶養を確認できる書類（扶養誓約書）を添付してください。

留意事項

- イ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ハ 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている場合は、補助対象外となります。
- ニ 不正に奨学のための給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。

【申請者氏名】

※県外学校申請者のみ記入

申請者氏名	生徒との続柄
長崎 花子	母

生徒氏名
長崎 太郎

【口座振込先について】 ※長崎県内の私立高等学校に在籍している場合は記入不要

口座振込先	○ ○	銀行 信金 信組 農協	① 普通 ② 当座	口座番号							ふりがな 口座名義人	
	△ △	支店 出張所 支所		1	2	3	4	5	6	7	ながさき 姓	はなこ 名
										長崎	花子	

- ① 申請者本人の口座を記入してください。
- ② 通帳の写し（表紙を1ページ開いて、金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義が記載されているページのコピー）を添付してください。

通帳の写し のりしろ